

### 3. 使用方法

1. 委託先の選定にあたって、候補となる事業者に対する質問の範囲を決定する。  
選択肢としては、第Ⅰ部、第Ⅱ部のいずれか、または両方がある。
2. 第Ⅰ部を使用する場合、選択回答形式と自由回答形式のどちらを用いるか決定する。
3. 自由回答形式(第Ⅰ部-2)を用いることを決定した場合、本ガイドを利用して、  
委託先候補の事業者に、質問への回答を依頼する。
4. 「委託基準の遵守状況に関する質問」への回答が、委託基準を満たしていることを  
確認する。
5. 委託元として、委託先に求める質の管理レベルを明確にし、委託先選定の際の  
参考にする。
6. 保健指導サービスの提供が始まったあとも、委託先が回答の内容を実際に実行し  
ているかどうかの確認を行なうとともに、必要に応じて委託先の指導を行なう。

# CONTENTS

## 目次

### 第Ⅰ部-1・2 委託基準の尊種状況の確認

#### 第Ⅰ章 委託基準の遵守状況に関する質問項目

I-1  
別誌

I-2  
本誌

① 人員に関する基準	_____	10	10
② 施設又は設備等に関する基準	_____	12	12
③ 保健指導の内容に関する基準	_____	14	13
④ 保健指導記録等の情報の取扱いに関する基準	_____	17	15
⑤ 運営等に関する基準	_____	26	17

#### 第Ⅱ章 委託基準の遵守状況の評価ガイド

① 人員に関する基準	_____	32	20
② 施設又は設備等に関する基準	_____	36	25
③ 保健指導の内容に関する基準	_____	39	28
④ 保健指導記録等の情報の取扱いに関する基準	_____	44	34
⑤ 運営等に関する基準	_____	52	43

付録1 委託基準(具体的な基準)	_____	60	52
------------------	-------	----	----

## 第Ⅱ部 質の管理状況の評価

### 第Ⅲ章 質の管理状況に関する質問項目

別誌

- ① 保健指導サービスの質の管理に関する基本方針 10
- ② 保健指導サービスマニュアルおよび提供される 11  
保健指導プログラムの質の管理
- ③ 保健指導実践者の質の管理 12
- ④ 情報公開 13
- ⑤ 再委託先による保健指導サービスの質の管理 13
- ⑥ 内部監査 13

### 第Ⅳ章 質の管理状況の評価ガイド

- ① 保健指導サービスの質の管理に関する基本方針 16
- ② 保健指導サービスマニュアルおよび提供される 18  
保健指導プログラムの質の管理
- ③ 保健指導実践者の質の向上 27
- ④ 情報公開 32
- ⑤ 再委託先による保健指導サービスの質の管理 34
- ⑥ 内部監査 35

- 付録2 「保健指導の質の管理」の基本的考え方 36

## 第Ⅰ章

委託基準の遵守状況に  
関する質問項目



## 1 人員に関する基準

A 保健指導の業務統括者に関する以下の内容についてお答え下さい。

- Q1 氏名を教えて下さい。
- Q2 どのような資格所有者ですか？
- Q3 どのような雇用形態ですか？
- Q4 貴社(機関)での役職はなんですか？
- Q5 貴社(機関)での勤務年数はどのくらいですか？
- Q6 保健指導に関わる業務の経験年数(貴社(機関)・他社(機関)通算)はどれくらいですか？
- Q7 特定健診・特定保健指導以外の業務には、どのような業務がありますか？
- Q8 主に他社(機関)の業務に付いていて、貴社(機関)の業務に非常勤でかかわっている場合には、双方の移動時間はどの程度必要ですか？

B 「動機づけ支援」「積極的支援」に関して、以下にお答え下さい。

- Q9 初回面接を行うのは誰ですか？
- Q10 対象者の行動目標・支援計画の作成を行うのは誰ですか？
- Q11 保健指導の評価に関する業務を行うのは誰ですか？
- Q12 資格所有者はどのような役割で保健指導に関わりますか？  
■ Q12の回答として、看護師が実施する場合についてお答え下さい。  
Q13 看護師が実施する場合に、その他にどのような資格等を持っていますか？  
Q14 どのような研修を受講されてきましたか？  
Q15 どのくらい保健指導の経験がありますか？

C 対象者ごとの統括的責任者に関して、以下についてお答え下さい。

- Q16 どのような資格取得者が責任者ですか？
- Q17 責任者をどのように決められていますか？

- D | 対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導に関して、以下についてお答えください。
- Q18 支援計画に基づき、食生活に関する実践的指導を行うのは誰ですか？
- Q19 管理栄養士以外が食生活に関する実践的な指導を行う場合、どのような関連する資格を持っていますか？
- Q20 どのような研修を受講されてきましたか？
- Q21 どのくらい指導経験がありますか？
- E | 対象者の支援計画に基づく運動の実施に関して、以下についてお答え下さい。
- Q22 どのような資格を持っていますか？
- Q23 どのような研修を受講されてきましたか？
- Q24 どのくらい指導経験がありますか？
- F | 保健指導プログラムに応じて、再委託先や運動増進施設等とどのような連携を図っていますか？
- G | 保健指導実践者育成研修プログラムの受講状況に関して、以下についてお答えください。
- Q25 保健指導実践者育成研修プログラムを、保健指導実践者のうち何%程度の方が受講しましたか？
- Q26 保健指導実践者育成研修プログラムを受講していない保健指導実践者は、自社(機関)内外で、特定健診・保健指導の制度に関して、どのような研修を受けていますか？
- H | 対象者が治療中の場合に、どのようにして主治医との連携を図りますか？

## 2 施設又は設備等に関する基準

- A | 貴社(機関)では、保健指導を実施するためにどのような施設および設備を備えていますか？
- B | 個別指導を行う部屋では、対象者のプライバシーに対してどのような配慮をしていますか？
- C | 運動の実践指導において、救急時への対応としてどのようなことを準備していますか？
- D | 貴社(機関)では、受動喫煙を防止するために、どのような設備やルールを設けていますか？



### 3 保健指導の内容に関する基準

- A 貴社(機関)で提供される保健指導プログラムに関して、以下についてお答えください。
- Q1 標準的な健診・保健指導プログラムに準拠するために、どのような対応や確認をしていますか？
- Q2 科学的根拠に基づくために、どのような取組みをしていますか？
- Q3 どのようにして、対象者ごとの特性に考慮していますか？
- Q4 どのようにして、地域、職域の特性に考慮していますか？
- B 具体的な保健指導プログラムについての医療保険者との間での協議に関して、以下にお答えください。
- Q5 どのようにして協議していますか？
- Q6 その担当者はどのような資格または経験を有していますか？
- C 支援のための材料、学習教材に関して、以下についてお答えください。
- Q7 支援のための材料、学習教材としては、どのようなものを活用していますか？
- Q8 材料、学習教材が最新の知見、情報に基づくよう、どのような取組みを行っていますか？
- Q9 保健指導実践者が、支援のための材料、学習教材が適切に利用できるよう、どのような取組みを行っていますか？
- D 対象者のプライバシーを保護するための対応について、以下の場合ごとにそれぞれお答えください。
- Q10 自社(機関)の施設内で個別面接を行う場合
- Q11 自社(機関)の施設内等で電話による支援を行う場合
- Q12 自社(機関)の施設内等でFAX(手紙)による支援を行う場合
- Q13 委託先に訪問して、個別面接を行う場合

## 第Ⅰ章

委託基準の遵守状況に  
関する質問項目

3—保健指導の内容に関する基準



E | 保健指導を行った対象者および医療保険者等の委託元からの問合せの窓口に  
関して、以下にお答えください。

Q14 問合せの窓口を設けていますか？

Q15 問合せ窓口をどのような方法で、対象者に明示していますか？

Q16 窓口に寄せられた問合せへの主な対応者は誰ですか？

F | 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者  
に対して、どのような対応を図っていますか？

## 4 保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

※ プライバシーマークを取得していますか？

1. はい 取得している場合には、具体的な質問への回答は不要とする。

2. いいえ 以下についてお答えください。

A 保健指導内容の報告に関して、以下についてお答えください。

Q1 どのような内容の報告がなされますか？

Q2 報告はどのような媒体で提供されますか？

Q3 保健指導実施後、どの程度の期間で報告されますか？

B 保健指導記録の保管・管理に関して、以下についてお答えください。

Q4 質問票、アセスメント、指導内容、フォロー状況の各項目はどのように記録されますか？

Q5 これらの記録は、どのような形で保管・管理されていますか？

C 従業員が、保健指導対象者の個人情報を漏らさないためにどのような対策を  
講じていますか？

D 個人情報の取扱いに関して、以下についてお答えください。

Q6 個人情報の保護に対する考え方や方針はどのようなものですか？

Q7 個人情報の保護に関する方針はどのように公開または明示されていますか？

Q8 個人情報を利用する目的をどのように特定し、公表または通知していますか？

Q9 個人情報を適正に取得するためにどのような対策を講じていますか？

Q10 個人情報の正確性をどのようにして確保していますか？

Q11 安全管理措置をどのように講じていますか？

Q12 個人情報を扱う従業者の監督をどのように行っていますか？

Q13 業務を再委託している場合、個人情報保護をどのように監督していますか？

Q14 個人情報を第三者提供する場合はどのように行いますか？

Q15 対象者から個人情報の開示、訂正または利用停止についての要望があった場合、どのように対応されますか？

Q16 個人情報の利用についての問い合わせや苦情についての窓口を設けていますか？

Q17 個人情報に関する苦情の窓口をどのようにして対象者に明示していますか？



Q18 個人情報に関する苦情の窓口に寄せられた問合せや苦情への主対応者およびその他対応体制はどのようなものですか？

Q19 苦情窓口に寄せられた問合せや内容をどのようにして、社(機関)内にフィードバックしていますか？

E | 情報システムの安全管理に関して、以下についてお答えください。

Q20 情報システムの安全管理に関する方針はどのようなものですか？

Q21 情報システム上のリスク分析をどのように行っていますか？

Q22 情報システムの組織的安全対策をどのように行っていますか？

Q23 情報システムの物理的安全対策をどのように行っていますか？

Q24 情報システムの技術的安全対策をどのように行っていますか？

Q25 情報システムの人的安全対策をどのように行っていますか？

Q26 情報の破棄について、どのような手順を定めていますか？

Q27 情報システムの改造と保守はどのように管理されていますか？

Q28 オンラインで情報を交換する場合の安全管理をどのように行っていますか？

Q29 情報の真正性をどのように確保していますか？

Q30 情報の見読性をどのように確保していますか？

Q31 情報の保存性をどのように確保していますか？

Q32 情報を外部保存する場合の安全管理をどのように行っていますか？

F | インターネットを利用した保健指導を行う場合、個人情報保護に関してどのような安全管理を行っていますか？

G | 保健指導結果の分析等を行うために情報を外部に提供する場合の個人情報の匿名化に関して、以下についてお答えください。

Q33 どのようにして個人情報を匿名化しますか？

Q34 提供する情報の範囲はどのようにして決定しますか？



## 5 運営等に関する基準

A | 対象者が保健指導を受けやすくするためにどのような工夫をしていますか？

B | 医療保険者が保健指導の実施状況を確認する場合、どのような対応をしますか？

C | 保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないための対応に関して、以下についてお答えください。

Q1 組織として商品等の勧誘・販売等を行わないよう、どのような対応をしていますか？

Q2 保健指導実践者が商品等の勧誘・販売等を行わないように、どのような対応を行っていますか？

D | 保健指導実践者の資質向上のための研修に関して、以下についてお答えください。

Q3 どのような研修を行っていますか？

Q4 研修の受講状況は、どのような状況ですか？

E | 委託元の依頼に応えて保健指導を継続的に実施できるよう、どのような財務基盤を確保していますか？

F | 保健指導プログラムに応じて、再委託先や運動増進施設等とどのような連携を図っていますか？

Q5 再委託を行っていますか？

Q6 契約等にどのように盛込んでいますか？

Q7 委託基準の遵守をどのように確認していますか？

G | 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に示された「ホームページ等の記載様式」の記載内容を提示してください。



- H | 保健指導実践者の身分証の携行・掲示に関して、以下についてお答えください。
- Q8 貴社(機関)においては、どのような身分証を発行していますか？
- Q9 保健指導実践者が身分証を携行し、保健指導対象者からの求めに応じて確実に提示できるようどのような教育を行っていますか？
- I | 貴社(機関)の衛生管理に関して、以下についてお答えください。
- Q10 保健指導実践者の清潔の保持および健康管理をどのように行っていますか？
- Q11 設備および備品の衛生的管理をどのように行っていますか？
- J | 貴社(機関)の保健指導の広告に関して、以下についてお答えください。
- Q12 どのような広告を行っていますか？
- Q13 広告が虚偽または誇大にならないように、どのような管理を行っていますか？
- Q14 保健指導の成果を広告に含めている場合には、その検証はどのような方法で実施したものですか？
- K | 窓口に寄せられた苦情への対応に関して、以下についてお答えください。
- Q15 主な対応者、対応体制はどのようなものですか？
- Q16 苦情の内容をどのように記録していますか？
- L | 貴社(機関)の人事および会計の記録に関して、以下についてお答えください。
- Q17 管理している人事記録にはどのようなものが含まれていますか？
- Q18 人事記録は、どのように管理されていますか？
- Q19 会計に関する記録は、どのように管理されていますか？

## 第Ⅱ章

### 委託基準の遵守状況の 評価ガイド



## ① 人員に関する基準

A～E

### ねらい

特定保健指導においては、生活習慣病の発症・重症化の危険因子の保有状況により対象者を「情報提供レベル」「動機づけ支援レベル」「積極的支援レベル」に階層化し、対象者ごとに責任者を決め、適切な保健指導を行う必要があります。そのため、業務統括者は、特定保健指導の骨子を理解し、質の高い保健指導サービス体制を構築できる者でなければなりません。また、保健指導の質を確保するため、保健指導実践者は、保健指導に関する一定の教育を受けた者である必要があります。

基本的  
考え方

保健指導は、対象者が健康診断の結果に基づき自らの健康状態を認識した上で、生活習慣の改善を自ら選択し、行動変容・セルフケア（自己管理）に結びつけられるようにするものです。そのため、医学・栄養・運動・健康行動理論等の幅広い知識、コミュニケーション・カウンセリング・コーチング等の技術、社会資源の活用、評価の在り方等、多岐に渡る能力が必要です。業務統括者においては、保健指導に関する見識が深く、常に質の高い保健指導サービスの提供について考え、組織的な取り組みを行える人材を登用します。また、保健指導実践者として、専門的な教育を受けた者が保健指導を行う必要があります。特に行動変容・セルフケアの必要性が高い「動機づけ支援」「積極的支援」の対象者に対しては、一定の教育研修を受けた者が、保健指導過程において重要な（1）初回面接（2）対象者の行動目標・支援計画の作成（3）保健指導の評価の実施を行います。

[委託基準の遵守]

- A 保健指導の業務を統括する者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士であること。
- 保健指導の業務統括者に関する以下の内容についてお答え下さい。
- Q1 氏名を教えて下さい。
- Q2 どのような資格所有者ですか？
- Q3 どのような雇用形態ですか？
- Q4 貴社（機関）での役職はなんですか？
- Q5 貴社（機関）での勤務年数はどのくらいですか？
- Q6 保健指導に関わる業務の経験年数（貴社（機関）・他社（機関）通算）はどれくらいですか？
- Q7 特定健診・特定保健指導以外の業務には、どのような業務がありますか？
- Q8 主に他社（機関）の業務に付いていて、貴社（機関）の業務に非常勤でかかわっている場合には、双方の移動時間はどの程度必要ですか？
- 保健指導の業務統括者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士である。
- 管理上支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事している。
- B 「動機付け支援」や「積極的支援」において、(1)初回の面接、(2)対象者の行動目標・支援計画の作成、(3)保健指導の評価に関する業務を行う者は、医師、保健師、管理栄養士であること。（ただし高齢者の医療確保法施行後5年間に限り、一定の保健指導の実践経験のある看護師も行うことができる。）
- 「動機づけ支援」「積極的支援」に関して、以下にお答え下さい。
- Q9 初回面接を行うのは誰ですか？
- Q10 対象者の行動目標・支援計画の作成を行うのは誰ですか？
- Q11 保健指導の評価に関する業務を行うのは誰ですか？
- Q12 資格所有者はどのような役割で保健指導に関わりますか？
- Q13 看護師が実施する場合に、その他にどのような資格等を持っていますか？
- Q14 どのような研修を受講されてきましたか？
- Q15 どのくらい保健指導の経験がありますか？
- 初回面接、対象者の行動目標・支援計画の作成、保健指導の評価に関する業務を行うのは、医師、保健師、管理栄養士、一定の保健指導経験のある看護師である。
- また、看護師の一定の研修レベルを判断する際、日本産業衛生学会の産業看護師および産業保健指導者（THP）などの認定の有無が参考になる。



- C | 対象者ごとに支援計画の実施について統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士が決められていること。
- 対象者ごとの統括的責任者に関して、以下についてお答え下さい。
- Q16 どのような資格取得者が責任者ですか？
- Q17 責任者をどのように決められていますか？
- 対象者ごとに医師、保健師、管理栄養士の責任者が決められている。
- D | 「動機付け支援」や「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導は、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されること。
- 対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導に関して、以下についてお答えください。
- Q18 支援計画に基づき、食生活に関する実践的指導を行うのは誰ですか？
- Q19 管理栄養士以外が食生活に関する実践的な指導を行う場合、どのような関連する資格を持っていますか？
- Q20 どのような研修を受講されてきましたか？
- Q21 どのくらい指導経験がありますか？
- 食生活の実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士の資格を有している者と事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく産業栄養指導者・産業保健指導者およびそれに相当する研修を受けた者が行う。
- E | 「動機付け支援」、「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的指導は、運動に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されていること。
- 対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的に関して、以下についてお答え下さい。
- Q22 どのような資格を持っていますか？
- Q23 どのような研修を受講されてきましたか？
- Q24 どのくらい指導経験がありますか？
- 運動の実践的指導においては、医師、保健師、管理栄養士の資格を有している者と事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく運動指導担当者・産業保健指導者または健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士およびそれに相当する研修を受けた者が行う。

F 保健指導プログラムに応じて、再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。

■ 保健指導プログラムに応じて、再委託先や運動増進施設等とどのような連携を図っていますか？

### ねらい

特定保健指導を受託した場合に、有効な保健指導サービスを提供するためには、対象者の地理的分布やニーズの種類に応じて再委託先や運動実践施設など、外部機関等を活用する必要があります。

### 基本的考え方

保健指導プログラムの内容、委託元としてのサービス希望範囲などに合った再委託先や連携先を確保していることが重要です。

### [委託基準の遵守]

● 保健指導プログラムを委託元の要望や特性に応じて実施するために、必要な再委託先を確保して、定期的なコミュニケーション、事例検討、実施状況の評価など有効な連携を図っている。

G 保健指導者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましい。

■ 保健指導実践者育成研修プログラムの受講状況に関して、以下についてお答えください。

Q25 保健指導実践者育成研修プログラムを、保健指導実践者のうち何%程度の方が受講しましたか？

Q26 保健指導実践者育成研修プログラムを受講していない保健指導実践者は、自社(機関)内外で、特定健診・保健指導の制度に関して、どのような研修を受けていますか？

### ねらい

特定保健指導は、標準的プログラムに沿って実施される必要があるため、基本的な事項である保健指導実践者育成研修プログラムの受講状況を確認する必要があります。

### 基本的考え方

基本的には、保健指導実践者全員が保健指導実践者育成研修プログラムを受講していることが望ましいですが、同等の研修が自社(機関)内外で実施されている場合には、それを受講させることによって本基準の目的を満たすことができると考えられます。



[委託基準の遵守]

- ほとんど(最低でも80%以上)の保健指導実践者が、保健指導実践者育成研修プログラムを受講している。

H 保健指導対象者が治療中の場合には、Cに掲げる者が必要に応じて当該保健指導対象者の主治医と連携を図ること。

■ 対象者が治療中の場合に、どのようにして主治医との連携を図りますか？

ねらい

主治医との連携を図り、  
確実に治療を受けること  
を支援し、また主治医の  
治療を支援するための保  
健指導の実施を行います。

基本的  
考え方

対象者が継続的に服薬治療を受けている場  
合には、保健指導の対象になりませんが、  
保健指導の中でその情報が明らかになる場  
合や検査結果によっては治療状況の確認を  
行うため、主治医との連携を図ります。連  
携に先立って本人からの同意を取る必要が  
あります。また、治療を行っていたとしても、保健  
指導による支援によって改善がより期待できる場合  
には、主治医からの指導に基づき保健指導を実施す  
ることもあります。

[委託基準の遵守]

- 対象者が治療中の場合には、統括的な責任者が主治医との連携を図ることをマニュアル等で明確にしている。



## 2 施設又は設備等に関する基準

A 本プログラムに定める内容の保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。

■ 貴社(機関)では、保健指導を実施するためにどのような施設および設備を備えていますか?

ねらい

基本的  
考え方

対象者が必要な保健指導を快適に受けられるようにします。

個別支援、グループ支援それぞれに対応できる施設、設備がなければ十分な保健指導は行えません。特に個別支援においては話しやすい環境の整備が不可欠です。また、個別支援には電話、e-mail、Faxを用いる方法もありますので、これらにも対応可能であるかどうかを確認します。

[委託基準の遵守]

● 保健指導を実施するための施設・設備として、以下のものを配備している。

1. 個別支援に適した部屋があり、机・椅子などの設備が整っている。
2. グループ支援に利用できる部屋がある。
3. 電話、e-mail、Faxの設備を有している。

B 個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護される施設(部屋)が確保されていること。

■ 個別指導を行う部屋では、対象者のプライバシーに対してどのような配慮をしていますか?

ねらい

基本的  
考え方

医療保険者が対象者のプライバシーの確保に責任を持って委託できるようにします。

個別に仕切られたスペースで、プライバシーが守られていることを確認します。個室であればプライバシー確保の問題は解決されますが、それが不可能な場合もあり、一概に良いとは言い切れません。話している内容が他人に聞かれないので、という条件が満たされているかどうかを評価します。

[委託基準の遵守]

● 個別指導用の部屋として、個別に仕切られたスペースを確保している。